

セーフティネットについての基本的考え方

1. 中継局整備、辺地共聴施設の改修等、アナログ放送を受信している世帯に対し、デジタル放送を受信できるようにするため最大限の努力を行ったとしても、2011年時点において、以下のような世帯のうち一定の部分について、アナログ放送終了の時点においても、デジタル放送でカバーできないこととなる世帯が残ることが想定される。

- ① VHF帯からUHF帯に移行すること等の要因により、中継局ロードマップに記載されている中継局等を整備したとしても、デジタル放送を受信できなくなる地域の世帯。
- ② デジタル混信の発生する世帯。
- ③ ロードマップ上、中継局の設置が「検討中」とされており、平成19年度の交付金を活用したとしても中継局の設置を行うことができず、中継局の設置のメドがたっていない地域の世帯。
- ④ ロードマップ上、ケーブルテレビや共聴施設に移行することとされているが、「検討中」として、具体的なメドがたっていない地域の世帯。
- ⑤ アナログ放送エリア外で辺地共聴施設に加入している世帯で、デジタル波の受信のための改修費が多額になり、改修が困難と想定される世帯。

なお、現在のアナログ放送においても難視聴の世帯は、デジタル放送移行後も難視聴状態が継続することとなるものと考えられる。

2. 上記①～⑤のような世帯における視聴機会を確保し、社会的混乱を回避する観点から、衛星によるセーフティネットの必要性が指摘された。

3. 全国地上デジタル放送推進協議会総合推進部会では、これまで、

- (1) 中継局の整備や通常の補完措置等を講じる最大限の努力を行い、アナログ放送終了時点でセーフティネットが不要となるまで、デジタル放送が受信できない世帯を削減できるか、
- (2) 地上波の放送を、セーフティネットとして、衛星を通じて放送を行うことが適当であるか、
- (3) デジタルへの全面移行の中で、セーフティネットをどのように位置づけるか、

等について検討を進めてきた。

4. その結果は以下のとおりである。

- (1) ①VHFからUHFに移行すること等のデジタル放送の特性から発生する難視、②デジタル混信、③④中継局置局及びケーブル・共聴の「検討中」、⑤改修困難辺地共聴施設、の対象世帯について、今後補完的手段の利用を含めた事業者のあらゆる努力あるいは支援措置を講じても、デジタル放送でカバーできない世帯を減少させることにより、2011年段階でセーフティネット不要の状況を実現することは困難と判断する。
- (2) 今後、デジタル放送の難視聴が見込まれる世帯が、どのような事情でデジタル波の受信が困難かということについて、更に実態の把握を行うこと、並びに地上波による放送ネットワーク構築の努力は継続されるべきである。

- (3) 総合推進部会として、デジタル放送への全面移行に伴い、すべてのアナログ視聴者がデジタル放送に円滑に移行できるようにする観点から、「衛星利用のセーフティネット」を行うことにより、上記のデジタル放送を視聴できない世帯に放送を送り届けることが必要であることを確認した。
- (4) 「衛星利用のセーフティネット」は、原則として2011年時点においてデジタル放送によりカバーされていない世帯(施設)に対して、地上ネットワークが整備されるまでの期間行うものとする。

5. 以上の検討を踏まえ、総務省において、セーフティネットに関する考え方を提示し、それを基に具体的検討を行っていく。

※ セーフティネットに係る今後の検討課題

- ・ セーフティネットの対象の範囲等のセーフティネットの概念・基本的考え方の整理
- ・ 衛星利用の際の、コスト、サービス品質等の検討
- ・ 再送信チャンネルの在り方
- ・ セーフティネットに関する負担のあり方
- ・ セーフティネットの対象世帯の限定のための技術的担保の方法

等